

報道関係者 各位

令和 8年 8月 5日(水)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室 長 木下 勝規

地方賃金指導官 廣川 圭介

(電話) 048-600-6205

## 埼玉県最低賃金の改正を答申

—時間額を 1,196 円、発効日を令和 8 年 10 月 1 日と答申—

埼玉地方最低賃金審議会(会長 野崎 正(のぞき まさし) 弁護士)は、本年 6 月 30 日(火)に「埼玉県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、埼玉県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきましたが、本年 8 月 5 日(水)に結論を取りまとめ、同日、埼玉労働局長(田平 浩二(たびら こうじ))に対し「埼玉県最低賃金を時間額 1,196 円」とする旨の答申(別添「答申文写」参照)を行いました。

この「時間額 1,196 円」は現行の埼玉県最低賃金(時間額 1,141 円)を55円引上げるものであり、引上げ率は 4.82%となります。

今後はこの答申の内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、埼玉県最低賃金が改正されることとなります。改正後の最低賃金額は令和 8 年 10 月 1 日(木)に発効となる見込みです。

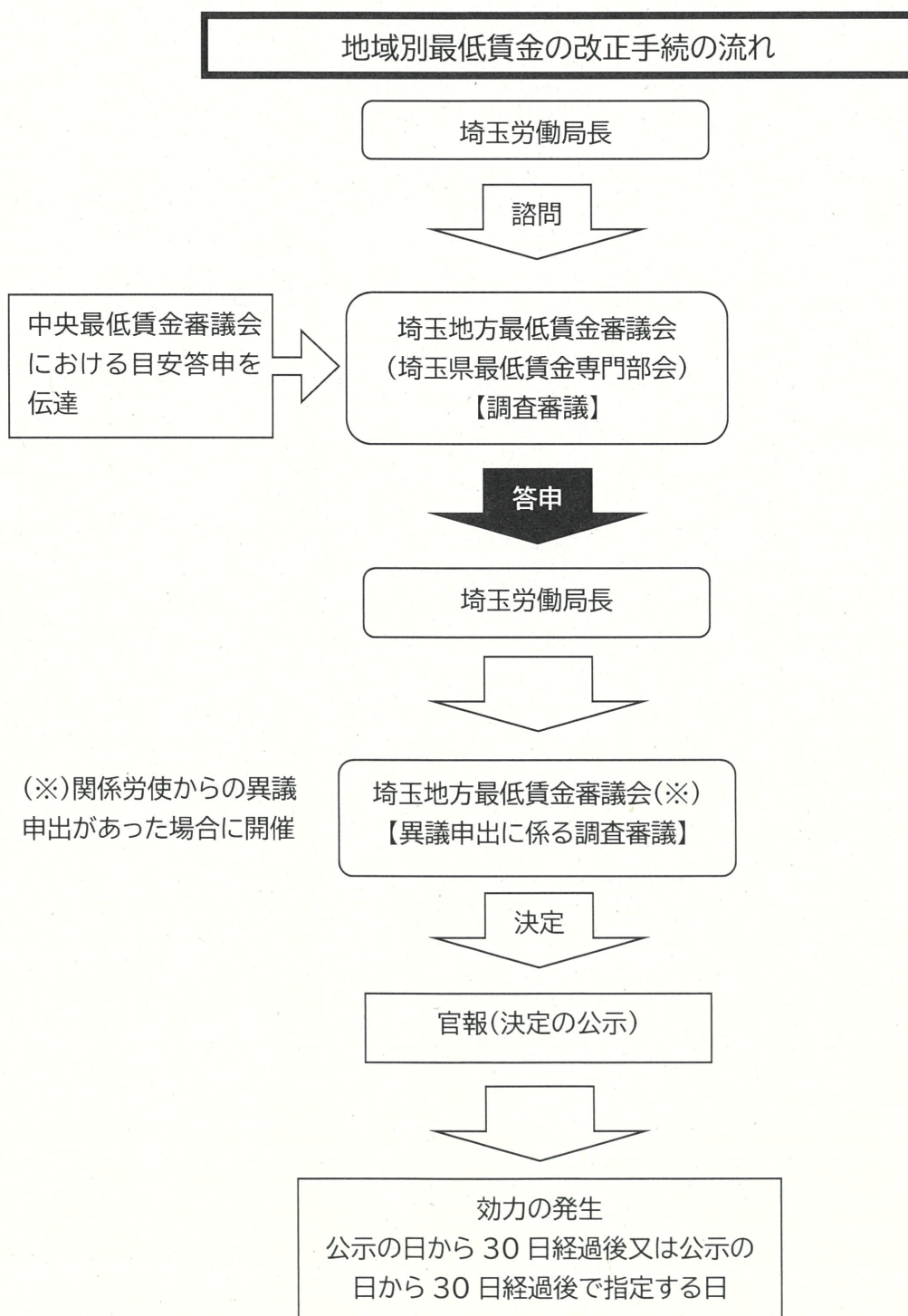


土屋会長代理(左)から答申文を受け取る高橋労働基準部長(右)

●埼玉県最低賃金の改正の推移

|       | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和6年度     | 令和7年度     | 令和8年度     |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 時間額   | 987 円     | 1,028 円   | 1,078 円   | 1,141 円   | 1,196 円   |
| 引上げ額  | 31 円      | 41 円      | 50 円      | 63 円      | 55 円      |
| 引上げ率  | 3.24%     | 4.15%     | 4.86%     | 5.84%     | 4.82%     |
| 改正発効日 | 令和4年10月1日 | 令和5年10月1日 | 令和6年10月1日 | 令和7年11月1日 | 令和8年10月1日 |

●今後のスケジュール



⑤

令和8年8月5日

埼玉労働局長  
田平 浩二 殿

埼玉地方最低賃金審議会  
会 長 野崎 正

埼玉県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年6月30日付け埼労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、賛成多数（別紙1）により別紙2のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙3のとおり令和6年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額1,078円）は、令和6年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別添「埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書」の別紙4により、国への要望がまとめられたので、併せて報告する。

令和 8 年 8 月 5 日

## 議決書

埼玉地方最低賃金審議会は、令和 8 年度埼玉県最低賃金額の改定決定（諮問）に係る令和 8 年度埼玉県最低賃金に関する公益委員（案）について以下のとおり議決した。

### 賛 成

公益委員

小 寺 智 子  
鈴 木 奈穂美  
結 城 剛 志

労働者委員

近 藤 正 人  
迫 幸 太 郎  
筒 井 泰 樹  
山 下 健 次

### 反 対

使用者委員

安 藤 宏  
加 藤 和 男  
嶋 田 昌 美  
廣 澤 健 一  
藤 本 浩 正

（五十音順）

以上

埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域  
埼玉県全域
- 2 適用する労働者  
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者  
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額  
1時間1,196円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和8年10月1日

埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域  
埼玉県の区域
- 2 適用する労働者  
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者  
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,196 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和8年10月1日

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 埼玉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1,078 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（112,678 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$$1,078 \text{ 円（埼玉県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 154,382 \text{ 円}$$

埼玉地方最低賃金審議会使用者代表委員による国への要望

埼玉地方最低賃金審議会使用者代表委員は、下記の事項について確実に実施することを国に対し強く要望する。

記

- 1 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解における関連データに係る都道府県別データの提供においては、各種経済指標や賃金関連データが引用されているところである。

一方で、「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」においては、「厚生労働省は当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち都道府県別データが無いものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする」と明記されている。

しかしながら、今回の公益委員見解においては、最低賃金改定の重要な判断要素の一つである「通常の事業の賃金支払能力」に関し、全国ベースのデータやマクロ指標は示されているものの、都道府県別の実態把握に資するデータは極めて限定的であり、地域ごとの事業環境や企業の支払能力の差異を十分に検証することが困難な状況にある。

ついては、前記「論点と考え方の整理」の趣旨を踏まえ、今後の地方最低賃金審議会の審議に資するよう、特に通常の事業の賃金支払能力に関する都道府県別データ（賃金改定状況調査を含む）又はこれに代わる参考資料について、より丁寧かつ十分な情報提供が図られるようにすること。